

茨城県及び県内の全市町村に犯罪被害者等支援条例の制定を求める会長声明

茨城県弁護士会（以下「当会」という。）は、茨城県及び県内全ての市町村に犯罪の被害を被った方とご家族・ご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）を支援するための条例が制定されることを求める。

1 私たちは誰でも犯罪被害に遭う可能性がある。犯罪被害に遭うことで、身体的にも精神的にも大きなダメージを受けることは少なくない。そんなとき、犯罪被害者等が孤立することのないよう、犯罪被害者等に手を差し伸べる社会である必要がある。当会においても、犯罪被害を受けられた方に対して犯罪被害者の支援に精通した弁護士の紹介を行うなど弁護士による支援を拡充するための活動等に取り組んでいるところである。

2 地方公共団体の責務

2004年（平成16年）に犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）が成立した。それ以降、刑事裁判における被害者参加制度や国選被害者参加弁護士制度が創設される等、日本の犯罪被害者等に対する支援は前進したが、まだ十分ではない。

基本法は、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする」（3条3項）との基本理念を示し、地方公共団体は「犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」（5条）と規定している。

犯罪被害者等の日常生活に密着したきめ細やかな支援については、犯罪被害者等にとってより身近な県及び市町村が実施することが適切であるが、県及び市町村が具体的な支援を行うにあたっては法的根拠となる条例を設ける必要がある。条例制定はまさに基本法の理念からの要請であるといえる。

3 求められる支援の内容

犯罪被害者等に対しては、日常生活の支援、医療費や生活費等の経済的支援、関係機関への付添支援、心身の回復のための支援等、犯罪被害者等が安心して生活できるためのきめ細かい様々な支援が必要である。また、犯罪被害者等に対する二次被害や再被害を防止することも重要である。

具体的に求められる支援としては以下のようなものが考えられる。

市町村は、住民の生活に密着したサービスの多くを担っており、犯罪被害者等の生活場所と最も近い存在である。したがって、市町村には、専門的な職員を配置した総合支援窓口の設置、既存の住民サービスの犯罪被害者等支援への活用、犯罪被害者等を対象とした新たなサービスの整備、簡易かつ迅速な手続

による生活費の支給等の支援が特に求められる。

県には、市町村よりも豊富な人員や予算を生かし、補償金・支援金・見舞金等のより大規模な経済的支援，県民への広報啓発等の広域にわたる施策，市町村の犯罪被害者等支援担当者への研修の実施等の市町村による犯罪被害者等支援のバックアップ等の支援が特に求められる。

そして、共通する内容として、二次被害及び再被害の防止が不可欠である。

県や市町村がこのような具体的な支援を行っていくにあたっては、法的根拠となる条例が必要となるものである。

4 茨城県及び県内市町村の現状

2021年（令和3年）9月現在，47都道府県中33都道府県において犯罪被害者等支援条例が制定されているが，茨城県では2003年（平成15年）に茨城県安全なまちづくり条例が制定されてはいるものの，犯罪被害者等支援に特化した条例はまだない。そのため，犯罪被害者等は，茨城県において，犯罪被害者等支援に特化した条例をもつ他の都道府県と同等の支援が受けられない状態にある。

他方，茨城県内の市町村で犯罪被害者等支援条例を制定しているのは，2021年（令和3年）4月時点で，潮来市，常陸大宮市，行方市の3市だけである。そのような市において，犯罪被害者等は，日常生活の相談をしたり，連携した支援を受けたり，給付金を受けたりすることができる。このような支援が，被害者等の住んでいる地域によって，受けられたり，受けられなかったりすることは，望ましいことではない。そのようなことがないように，県内全ての市町村で犯罪被害者等支援条例が制定されなければならない。

5 結語

日本弁護士連合会は，2017年（平成29年），「犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」を採択し，全ての地方公共団体において犯罪被害者等支援条例が制定されることを求めた。

現在，犯罪被害者等支援条例を制定している都道府県は増えてきたが，茨城県ではまだ制定されておらず，市区町村では全国的に見ても多くはなく，茨城県内の市町村で犯罪被害者等支援条例を制定しているのは上記の3市だけある。

よって当会は，茨城県及び県内の全市町村に対して，充実した犯罪被害者等支援条例の制定を求める。

2021年（令和3年）11月19日

茨城県弁護士会

会長 木名瀬 修 一